

双葉警察署からのお知らせ

川内村の刑法犯認知件数

(平成29年10月末現在)

侵入盗	0件 (前年同期比-4)
非侵入盗	2件 (前年同期比+1)
その他	7件 (前年同期比+4)
合計	9件 (前年同期比+1)

川内村の交通事故発生状況

(平成29年10月末現在)

物件事故	31件 (前年同期比±0)
人身事故	3件 (前年同期比+2)
死者数	0名 (前年同期比±0)
傷者数	6名 (前年同期比+5)

侵入盗とは、空き巣や忍び込みなどの侵入窃盗のことで、非侵入盗とは、それ以外の窃盗のことです。

川内村では、平成26年4月29日以降、死亡事故が発生していません。引き続き安全運転をお願いします。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

犯罪被害者支援活動って何？



福島県警察では、犯罪の被害にあわれた方に対して、被害者の方の心に寄り添いながら様々な支援活動を行っています。

被害者の支援を担当する警察官や職員が、実況見分・病院診察・カウンセリング等へ付き添ったり、被害者の意向を確認した上で、医師に対する被害状況の説明を行ったりすることができます。

また、犯罪被害によって怪我をした際の診断書料(文書料)や性犯罪被害における初診料、犯罪被害によって自宅に住むことができなくなった場合の一時的なホテルの宿泊費用などについて、県警察の公費でお支払いできる制度があります。(被害状況や加害者との関係によっては、適用にならない場合もあります。)

この他にも、ふくしま被害者支援センター等の関係機関の紹介や再被害防止のアドバイスをすることもできますので、ぜひご相談ください。

お問い合わせ先

双葉警察署警務課相談・支援係 0240-22-2121

県警察本部県民サービス課 024-522-2151

(月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始は除きます)

県警察本部性犯罪被害110番 0120-503-732

(月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始は除きます)

詳しくは
双葉警察署
HPまで

